

定款変更認可（届出）に係る提出書類

（作成上の注意）

- ・書類はすべて**2部ずつ（正本・副本）**提出してください。
- ・（写）と記載のある書類について、原本と相違ない旨の理事長の原本証明は**不要**です。

NO	提出する書類 ○必須、△該当する場合	目的の変更					基本財産の変更				法人名称・公告方法の変更	事務所所在地の変更
		開始			廃止	役員等定数の変更	土地取得	建物新築	建物の増改築	土地・建物・預金等の処分		
		土地を取得賃借する場合	建物を取得賃借する場合	不動産の取得賃借を伴わない場合 受託・								
1	申請書又は届出書（原本）※押印不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	理事会※1・評議員会※2議事録（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	変更後定款	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	現行定款（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	案内図・位置図	○	○				○	○	○			
6	各階平面図		○					○	○			
7	事業計画・収支予算2か年分	○	○	○								
8	不動産売買（貸与）契約書 工事請負契約書（見積含む）（写）	○	○				○	○	○	△		
9	上記の領収書・払込依頼書（写） （法人から支払ったことが証明できる書類）	○	○				○	○	○	△		
10	不動産登記簿謄本（原本）	○	○				○	○	○	○		
11	検査済証及び確認済書（写）		○					○	○			
12	公図（写）	○					○					
13	事業開始届、廃止届、受託契約書等（写）	△	△	△	△					△		
14	財産の処分方法を明らかにした書類				△					△		
15	基本財産の処分承認書（写）				△				△	△		
16	変更後の役員等の名簿					○						
17	残高証明（写）※預金等処分の場合のみ									○		
18	法人登記簿謄本（原本）											○
19	その他所轄庁が必要と認める書類※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 定款変更を決議するための評議員会の開催を決定したことがわかるもの

※2 定款変更が決議されたことがわかるもの

※3 次ページ

※3 以下に該当する場合、提出してください。

(新規事業の場合)

当該事業の事業計画書・収支予算書(事業開始年度及び翌年度)

(当該不動産のうち一部のみ社会福祉事業の用に供する場合)

その該当箇所を明らかにする書類

(当該不動産の取得財源に補助がある場合)

補助が担保されていることを証する書類(例:補助金(内示)の決定通知書)

(当該不動産の取得財源に借入がある場合)

借入が担保されていることを証する書類

(例:借入金決定通知書、借入先から発行された償還計画書)

(当該不動産の取得財源に贈与がある場合)

贈与が担保されていることを証する書類(例:贈与契約書)

(当該不動産の贈与・賃借を受けて取得する場合)

贈与・賃借が担保されていることを証する書類(例:不動産贈与契約書)